

平成 29 年度

財政援助団体等監査結果報告書指摘事項等

西都市監査委員

目 次

ページ	財政援助団体等名及び担当課等名	監査対象
1～2	特定非営利活動法人 さいと旗たて会 福祉事務所	西都市児童館指定管理料及び備品

※ 指摘事項等を次のとおり区分して当局に通知しています。

- ・ 指摘事項 … 事務改善等が必要な案件に対する指摘
- ・ 注意事項 … 軽易な間違いなどに対する注意
- ・ 意見・要望事項 … 行政運営等に対する意見・要望

※ 当局から報告された措置状況等は、平成30年5月31日現在です。

財政援助団体等名	特定非営利活動法人 さいと旗たて会	担当課等名	福祉事務所
監査実施日	平成30年2月14日	指摘対象	特定非営利活動法人 さいと旗たて会
指摘事項等		措置状況等	
指摘事項	開館時間等の変更については、より多くの方が利用できるよう福祉事務所とも協議し、条例に基づき市長の許可を得て開館するように改善します。		
開館時間等の変更について、条例に基づき、適正な手続きを行われたい。			
指摘事項	施設を占有して利用される全ての利用団体・使用者について利用申請書の提出を徹底します。又年間を通して毎月利用される団体については、様式を福祉事務所と協議し作成するように取り組みます。		
施設利用申請書を提出させずに、施設を利用させているケースが散見される。施設を占有して利用する場合は、全て利用申請書を提出させるよう徹底されたい。			
指摘事項	施設利用申請に調理室の標記が漏れていました。今後改善し調理室を含めた利用申請書を作成し、すべての施設が利用できるようにします。		
施設の利用について、指定管理者の定めた基準に調理室が含まれていないことから、利用できるよう改められたい。			
指摘事項	放課後児童健全育成事業利用者負担金については、処理の科目が間違っていました。平成30年度から預かり金として処理します。		
放課後児童健全育成事業利用者負担金について、指定管理者の収入ではないことから、預かり金として管理されたい。			

財政援助団体等名	特定非営利活動法人 さいと旗たて会	担当課等名	福祉事務所
監査実施日	平成30年2月14日	指摘対象	福祉事務所
指摘事項等	措置状況等		
指摘事項 児童館の事業等について、放課後健全育成事業委託料の不足分が児童館指定管理料から補われているが、指定管理と当該事業委託の関係が不明確であることから、児童館の指定管理に関する制度設計を精査されたい。	児童館の管理を行う職員が、放課後児童健全育成事業も兼務しており、指定管理料にその人件費も含まれています。利用者の負担金等で不足する分を人件費として繰り出していますが、今後については指定管理者と調整しながら業務改善に努めます。		
指摘事項 開館時間等の変更について、西都市児童館の設置及び管理に関する条例に基づき、適正な手続きを行われたい。	指定管理者と調整しながら、条例の規定に準じて改善します。		
指摘事項 利用料金の徴収、減免等について、条例に基づき、基準の作成を行われたい。	指定管理者と調整しながら、条例の規定に準じて改善します。		
指摘事項 放課後児童健全育成事業利用者負担金について、指定管理者が徴収しているが、財務規則等に基づき、徴収委託の手続きを適正に行われたい。	財務規則等を遵守し、適正な業務改善を図ります。		
指摘事項 平成17年購入のデスクトップコンピューター（2台）は、現在使用されていない。OSも古く、セキュリティの面からも、今後も使用が難しいと思われることから、廃棄、更新等を検討されたい。	既存のデスクトップパソコンについては廃棄をしたうえで更新を図ります。なお、更新の時期については、平成31年度当初予算で計上するように財政課と調整します。		